

市長選挙立候補予定者への「提言と公開質問状及び回答」、「回答に対する研究会意見」について

宮古島は地下水を唯一の水資源としており、量的には世界的気候変動による記録的豪雨や大渇水の影響をもろに受けやすく不安定です。水質的には小さな島故に環境容量が非常に小さく、地質的特性から環境化学物質による目に見えない地下水汚染等、影響を受けやすい脆弱な自然環境下にあります。加えて近年、化学農薬や化学肥料の使用量の増大による地下浸透のリスク、自衛隊施設排水からの鉛等の重金属、界面活性剤等の化学物質による、以前には考えられないような地下水複合汚染リスクにさらされています。「持続可能な地下水の保全と利用」を達成するためには、水量はもとより宮古島市全体の地下水水質保持が要となります。私たちには、「公水（市民の公共の資源）」として「命の水」として、豊富で清浄な水を将来世代につたえる責務があります。

憂慮されている地下水の問題点に対する立候補予定者の考えを明確にさせていただき、立候補予定者の考えを広く市民に知らしめるために、令和2年12月5日に、私たち宮古島地下水研究会は、宮古島市市長選挙立候補予定者に対し「提言及び公開質問状」を提出しました。

12月15日の回答期限内に、座喜味一幸立候補予定者から、18日に下地敏彦立候補予定者からの回答書を受領しました。12月26日に記者会見を行い立候補予定者の回答を公表しました。市民の皆様へ、広く知っていただくために当研究会のホームページで公開することとします。概要を以下に示します。詳細は、PDFファイルを参考にしてください。

1. 宮古島市・市長選挙立候補予定者への提言と公開質問状：詳細はPDFファイル

【提言】

持続可能な地下水保全と利用及び持続可能な市民の健康（身体的、精神的そして社会的に満たされた状態）のための提言

①宮古島市では、地下水が唯一の水資源である。持続可能な保全と利用のため、宮古島市地下水保全条例の水道水源保全地域を、宮古島市全域と指定し、地下ダム地下水を含めた全島的な水量や水質の総合的協働的管理を実施すべきである。

②健康に影響する可能性のある環境化学物質の適正なモニタリング体制の構築と削減対策が必要であることを、宮古島市地下水保全条例に明記すべきである。

【公開質問状】

以下の質問事項に対し賛成、反対、保留のいずれかに○をつけていただき、その理由もお書きください。

（質問1）3か所に指定された宮古島市地下水保全条例の水道水源保全地域を変更し、「宮古島市全域（宮古島本島、伊良部島）」に広げる。

（質問2）現在の市諮問機関の「宮古島市地下水審議会」に代わり、水循環基本法に基づく総合的協働的管理を行う「地下水循環協議会」を設置する。

（質問3）健康に影響する環境化学物質の適正なモニタリング体制の構築と削減対策の実施を、宮古島市地下水保全条例に明記する。

2. 市長選挙立候補予定者の回答

①座喜味一幸氏の回答：質問1（賛成）、質問2（保留）、質問3（賛成）
回答理由は [PDF ファイルを参照](#)

②下地敏彦氏の回答：質問1（その他）、質問2（その他）、質問3（その他）
回答理由は [PDF ファイルを参照](#)

3. 両立候補予定者の回答及び理由（概略）比較表：[PDF ファイルを参照](#)

4. 市長選挙立候補予定者回答に対する研究会の見解：[詳細は PDF ファイルを参照](#)

①宮古本島の地下水は流域間での相互移行があり、1つの地下水帯水層と考えています。

地下水流域境界は、現時点で不完全です。水道水源保全流域外で起こった地下水汚染は限局的に指定された水道水源保全地域に波及し、地下水水質汚染を引き起こす可能性があります。

②地下水保全条例では、宮古島の地下水は公共的資源（公水）と規定しています。条例第8条で「地下水保全を行う区域は、宮古島市全域」としています。緊急時に備えて地下ダム施設管理者である市は、水道水転用が可能となるよう地下ダム貯留水の水質モニタリングの実施と結果の情報公開を所有者である国と事前に協議し、「緊急時の水道水転用」の協定を締結すべきです。

③現在排水による地下水汚染のリスクの高い施設の多くが「水道水源保全地域」外に立地していることから、排水の水質管理が義務付けられていません。どの程度の環境化学物質が地下水に浸透し、近接する「水道水源保全地域」に移行しているのか全く不透明です。「持続可能な地下水の保全と利用」を実現させるためには、市長、市民、事業者の責務を自覚してもらい「命の水」を守る協働管理の一員である認識を持ってもらうことがどうしても必要です。そのためには水道水源保全地域を宮古島市全域に広げ、規制対象事業場は、排水の水質管理と報告が義務付けられている特定対象事業場とみなし、認定を遡及適用する必要があります。自衛隊施設は、多数の環境化学物質を排出するリスクの高い施設であり、本来は水質汚濁防止法の適用施設と考えます。条例の遡及適用で特定対象事業場とみなし、水道水源保全協定により水質汚濁防止法に準じた32項目+αの測定と報告を、義務付けるべきです。

④「地下水審議会」は、条例で定める市長の諮問機関であり、「地下水循環協議会」は、水循環基本法に基づき設置され法的拘束力を有し、水循環基本計画の策定及び実施する義務があるという点で大きく異なります。地下水関係者の利害が対立することが想定される中で、市民や行政が主体となって地下ダムや自衛隊駐屯地施設の国の施設、商業施設、土地改良区等のステークホルダーを地下水の協働管理に参加してもらうためには、条例のみでなく水循環基本法による後ろ盾がどうしても必要です。現在の行政が主体となった地下水ガバメントから「水循環基本法」に基づく、市民、行政、企業、専門研究者などが協働管理に参加する地下水ガバナンスへの転換が必要なのです。

⑤市には「地下水審議会」において、「地下水審議会」と「地下水流域協議会」の利点、欠点について

検討していただき、将来の「地下水循環協議会の設置、地下水循環基本計画・実施計画の策定」向けの勉強会、準備会設置を提案します。更に、「地下水循環協議会」の設置にむけて、流域マネジメントを行う予定のモデル団体として、内閣府水循環政策本部に申請し、循環計画・実施計画の策定に関し助言を受けることを提案します。

⑥宮古島市への化学農薬出荷量は県全体の約三分の一を占めます。新規に汎用されているネオニコチノイド系農薬は、子どもたちの「自閉症スペクトラム障害」や「小児・成人の肥満」、「成人のメタボリック症候群や糖尿病」の発症リスクになることが報告されています。予防原則の立場から早急に検査項目に追加しモニタリングを開始すべきです。汎用される化学農薬や化学肥料、自衛施設から排出される可能性のある鉛等の重金属や各種化学物質、生活排水による硝酸性窒素など、人の健康に影響を及ぼす可能性のある環境化学物質の適正なモニタリング体制構築と削減対策実施を条例に明記することのより、行政、市民そして事業者、研究者が一体となった地下水保全と利用のための協働管理の意識がたかまり、汚染への抑止効果が期待できます。私たちの提言が、「持続可能な地下水の保全と利用」を実現し、豊かでかつ清浄な水を将来世代にバトンタッチするための第一歩となることを期待しています。